

生駒市規則第15号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項第1号中「30万円」を「50万円」に改める。

第22条第6号中「第17条第2項の規則で定める額の範囲内で随意契約」を「随意契約の方法」に改める。

別表の1の項中「130万円」を「200万円」に改め、同表の2の項中「80万円」を「150万円」に改め、同表の3の項中「40万円」を「80万円」に改め、同表の4の項中「30万円」を「50万円」に改め、同表の6の項中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。